

# 一般社団法人網走青年会議所会計規定

## 第1章 総 則

- 第1条 (一般社団法人網走青年会議所会計規定)
1. 一般社団法人網走青年会議所（以下本会議所という）は、この規定に準拠して会計処理を行ない、財務計算に関する書類（以下計算書類という）を作成する。
  2. この規定に定めのない事項については、一般に、公正妥当と認められる会計原則に従って会計処理を行ない計算書類は作成する。
- 第2条 (一般原則)
- 本会議所は、次に掲げる原則によって会計処理を行ない、計算書類を作成しなければならない。
- (1) 財務及び収支の状況について真実な内容を表示すること。
  - (2) すべての取引について正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成すること。
  - (3) 財務及び収支の状況を正確に判断できるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。
  - (4) 採用する会計処理の原則及び手続き並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
  - (5) 会計は、すべての収支につき予算統制を行う。
- 第3条 (収益事業会計)
- 収益事業に係わる会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計原則にしたがって行わなければならない。
- 第4条 (計算書類)
- 本会議所が作成しなければならない計算書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 正味財産増減計算書
  - (2) 貸借対照表
  - (3) 財産目録
- 第5条 (総額表示)
- 計算書類に記載する金額は総額をもって表示するものとする。ただし、事業活動による収入と支出については、やむを得ない場合は明細表を添付することによって総額をもって表示することが出来る。
- 第6条 (予 算)
1. 収入及び支出は原則として予算に基づいて行わなければならない。
  2. 予算は当該事業年度において見込まれるすべての収入及び支出の内容を明瞭に表示するものでなければならない。

3. 予算は収入予算及び支出予算から構成されるものとする。
4. 予算は原則として当該事業年度の始まる以前に作成しなければならない。  
ただし、当該事業年度中においてこれを変更することが出来る。
5. 予算書の様式は別にこれを定める。

第7条 (会計区分)

特別事業目的のために特別会計を設ける場合は、一般会計及び特別会計の内容をそれぞれ明瞭に区別しなければならない。

第8条 (主要帳簿)

1. 本会議所は、次の主要帳簿を備え、全ての取引を秩序整然と記帳しなければならない。

- (1) 仕訳表
- (2) 総勘定元帳

2. 主要帳簿は、最低10年間整理保管しなければならない。

第9条 (補助簿)

本会議所は、次に掲げる補助簿を備え、関係事項を秩序整然と記帳しなければならない。

- (1) 現金出納帳
- (2) 預金出納帳
- (3) 収支予算の管理に必要な帳簿
- (4) 会費明細表
- (5) その他

第10条 (帳簿の様式)

会計帳簿は、伝票等の様式によることができる。

## 第2章 正味財産増減計算書

第11条 (正味財産増減計算書の内容)

正味財産増減計算書は、当該事業年度における正味財産の全ての増減内容を明瞭に表示するものでなければならない。ただし、正味財産の増減が極めて少額である場合等相当の理由があるときは、正味財産増減計算書を省略することができる。

第12条 (正味財産増減計算書の構成)

正味財産増減計算書は、資産及び負債の各科目別に増加及び減少額を記載して当期正味財産増加額(減少額)を求め、これに前期繰越正味財産額を加算して期末正味財産合計額を表示しなければならない。

第13条 (正味財産増減計算書の様式)

正味財産増減計算書の様式は別にこれを定める。

### 第3章 貸借対照表

#### 第1節 資 産

##### 第14条 (資産の評価)

資産の評価は、取得価格をもってするものとする。ただし、当該資産の取得のために通常要する価格と比較して著しく低い価格で取得した資産または贈与された資産の評価は、取得または贈与のときにおける当該資産の取得のために通常要する価格をもってするものとする。

##### 第15条 (減価償却)

固定資産のうち減価償却資産については、減価償却を行わない。

#### 第2節 負 債

##### 第16条 (網 羅 性)

全ての負債は、事実にもとづいて洩れなく計上されなければならない。

#### 第3節 積 立 金

##### 第17条 (積 立 金)

本会議所が将来計画実施する諸活動の支出に充てるため積立金を積み立てることができる。積立金の運用並びに支出は総会の決議により理事長が行う。ただし、当該年度に発生する利息を限度として理事会の決議により支出することができる。

#### 第4節 貸借対照表の記載方法

##### 第18条 (貸借対照表の様式及び記載科目)

貸借対照表の様式及び記載科目に別にこれを定める。

### 第4章 財 産 目 録

##### 第19条 (財産目録の記載方法)

財産目録には資産の部、負債の部を設け、その差額を正味財産とする。

##### 第20条 (財産目録の様式及び記載科目)

財産目録の様式及び記載項目は別にこれを定める。

##### 第21条 (財産目録の価額)

財産目録の記載する資産及び負債の価額は、帳簿価額とする。

### 第5章 監 査

##### 第22条 (監事の職務)

監事は、理事の職務の執行を監査するため、法人法第99条乃至第106条に定める権限を有し、義務を負う。

第23条 (監事の定員)

監事の定員は定款第22条の定めによる。

- (1) 2名以上3名以内

第24条 (監事会)

監事はその職務遂行のため監事会を設置することができる。

第25条 (監査報告書)

1. 監事は当該事業年度終了後すみやかに監査報告書を総会に提出するものとする。
2. 監査報告書の様式及び記載事項は別にこれを定める。

附 則

本規則は、一般社団法人網走青年会議所の設立の登記の日より施行する。